

資料26（午後）	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 児童発達支援管理責任者等における実務要件における期間の考え方について

従来、平成18年6月23日付事務連絡（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉部障害福祉課通所サービス係長）に基づき、1年あたり180日以上の実務経験を満たすことを厳に求めてきたが、平成30年4月より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の研修が統合されたことにより、令和2年4月から下記のとおり取り扱うこととする。なお、児童指導員の実務要件の考え方もこれに倣う。

「1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。」

※5年以上の実務経験が必要とされたとき、例えば、業務に従事した期間が6年間でかつ実際に業務に従事した日数が900日であった場合も5年の実務経験を満たしたものとする。